第一款　総則（第百一条・第百二条）
第二款　金利リスク
第一目　標準的手法（第百三条―第百五条）
第二目　金利リスクに係る内部割引率手法（第百六条―第百十一条）
第三款　スプレッドリスク（第百十二条―第百十四条）
第四款　株式リスク（第百十五条―第百十八条）
第五款　不動産リスク（第百十九条）
第六款　為替リスク（第百二十条―第百二十三条）
第七款　資産集中リスク（第百二十四条―第百二十六条）
第八款　市場リスクの統合（第百二十七条）
第六節　信用リスク
第一款　総則（第百二十八条）
第二款　各信用エクスポージャーに係る信用リスクの額
第一目　信用エクスポージャー（第百二十九条―第百三十五条）
第二目　実効残存期間（第百三十六条・第百三十七条）
第三目　リスク係数（第百三十八条―第百四十二条）
第三款　信用リスク削減手法の適用
第一目　総則（第百四十三条）
第二目　担保の認識（第百四十四条―第百四十六条）
第三目　保証及びクレジット・デリバティブ取引の認識（第百四十七条―第百五十三条）
第七節　オペレーショナル・リスク（第百五十四条）
第八節　保険事業に係る所要資本の統合（第百五十五条）
第九節　所要資本における税効果（第百五十六条）
第十節　非保険事業（第百五十七条）
第六章　内部モデル手法（第百五十八条―第百七十二条）
第七章　子会社の取扱いに関する特例
第一節　子会社株式の取扱い（第百七十三条―第百七十六条）
第二節　子会社である外国の会社の取扱い
第一款　子会社化直後の特例手法（第百七十七条・第百七十八条）
第二款　控除合算手法（第百七十九条―第百八十二条）
第八章　特例企業会計基準等適用法人等に関する特例（第百八十三条―第百八十五条）
附則

第一章　定義

第一条　この告示（第三十四号に掲げる用語にあっては、第八十二条及び第百五十四条第二項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　金融商品等　金融商品、契約その他これらに類するものをいう。

二　投資信託等　投資信託その他これに類する商品をいう。

三　証券化商品　主に金融資産を原資産とし、当該原資産のキャッシュ・フローを裏付けとして発行される商品をいう。

四　再証券化商品　証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいう。

五　国債等　国債及び中央政府により保証された債券をいう。

六　適格格付機関　金融庁長官が別に定める格付機関をいう。

七　格付区分　適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分をいう。

八　子会社等　保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）にあっては法第百十条第二項に規定する子会社等を、保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）にあっては法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。

九　連結子会社等　連結ベース（第十八号に規定する連結ベースをいう。次号及び第十一号において同じ。）の計算において、第六条及び第八条に規定する連結の範囲に含まれる子会社等及び議決権のない投資スキーム（多くの投資者から集めた資金により事業運営又は有価証券への投資を行い、その収益を出資者に分配する仕組みであって、出資者が議決権を有しないものをいう。第六条第二項において同じ。）への投資をいう。

十　報告保険会社等　単体ベース（第十七号に規定する単体ベースをいう。次号において同じ。）又は連結ベースの計算をする場合における当該計算の報告の主体となる保険会社、外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下同じ。）、免許特定法人（法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下同じ。）及び保険持株会社をいう。

十一　保険会社等　単体ベースの計算においては報告保険会社等を、連結ベースの計算においては報告保険会社等及び連結子会社等をいう。

十二　特例企業会計基準等適用法人等　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によらずに連結財務諸表規則の定めるところにより連結財務諸表を作成する報告保険会社等をいう。

十三　適格資本　保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条、第百六十一条、第百九十条第一項及び第二百十条の十一の三の規定に基づき、この告示に定めるところによりその額が